

埼玉県感染防止対策協力金（第11期）申請のご案内

（令和3年6月1日～令和3年6月20日営業時間短縮）

まん延防止等重点措置区域以外の市町村の飲食店の皆様

埼玉県産業労働部

【申請受付期間】

令和3年6月21日（月）～令和3年8月16日（月）

【申請・相談窓口】

埼玉県中小企業等支援相談窓口

（埼玉県感染防止対策協力金 事務局）

電話 0570-000-678

（平日 午前9時～午後9時、土日祝日 午前9時～午後6時）

I 協力金の概要

1 目的

埼玉県（以下「県」という。）による新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく営業時間の短縮等の要請（令和3年6月1日から令和3年6月20日まで。以下「要請」という。）に協力した飲食店（カラオケ店、バー等を含む。）を運営する事業者に対して、埼玉県感染防止対策協力金（第11期）（以下「協力金」という。）を支給することにより、新型コロナウィルス感染症の感染拡大を防止するとともに、経営上の影響を受けている事業者を支援することを目的とします。

2 支給額

前年又は前々年の売上高に応じて変動します。

（1）令和3年6月1日から令和3年6月20日までの全ての期間協力した場合

ア) 個人事業主・中小企業の場合（売上高方式）

1店舗当たり50万円～150万円

イ) 大企業等の場合（売上高減少額方式）※

1店舗当たり最大400万円

（令和3年6月1日～6月20日営業時間短縮）

(2) 協力の開始日が令和3年6月2日以降となったときに、その後全ての期間協力した場合

ア) 個人事業主・中小企業の場合（売上高方式）

1店舗当たり「協力した日数×2.5万円～7.5万円」

イ) 大企業等の場合（売上高減少額方式）※

1店舗当たり「協力した日数×最大20万円」

※ 個人事業主・中小企業も売上高減少額方式を選択可。

II 支給要件

本協力金の支給要件は、次の全ての要件を満たす必要があります。

- (1) 要請を受けた、県内の飲食店（カラオケ店、バー等を含む。）を運営する法人又は個人事業主であること。
- (2) 食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を取得した上で、県内において来客用の飲食スペースを有する飲食店を運営していること。
- (3) 通常時は午後9時から翌日午前5時までの間に営業していた店舗であること。
- (4) 原則として令和3年6月1日から令和3年6月20日までの全ての期間において、営業時間を午前5時から午後9時までに短縮したこと。
- (5) 終日酒類の提供を行わない（飲酒の機会を設けない）こと。
ただし、一人、又は同居家族（介助者を含む。）のみのグループについては、午前1時から午後8時までに限り提供可。
- (6) 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」を遵守し、店頭に掲示していること。
- (7) 「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲示していること。
- (8) 飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備がある場合、利用を自粛していること。
- (9) 事業活動に必要な許認可を受けていること。
- (10) 令和3年6月1日から令和3年6月20日までの間に営業停止等の行政処分を受けないこと。
- (11) 代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力（以下、「暴力団等」という。）に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。
- (12) 本協力金の支給を受けた店舗名及び所在地の公表に同意すること。
- (13) その他誓約事項に同意すること。

III 申請手続等

1 申請受付期間

令和3年6月21日（月）から令和3年8月16日（月）まで

2 申請方法

(1) 電子申請の場合 ※電子申請を原則とします。

埼玉県感染防止対策協力金申請フォームから申請してください。



「埼玉県感染防止対策協力金（第11期）について」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kyoryokukin-11manbogai.html>

※令和3年8月16日（月）23時59分までに送信を完了してください。

(2) 郵送の場合【電子申請を利用できない場合のみ】

申請書類を簡易書留、レターパックなど郵便物の追跡ができる方法で、次の宛先に郵送してください。なお、郵便事故があった場合の責任は負いません。

※令和3年8月16日（月）の消印有効です。

〔送付先〕〒332-8799

埼玉県川口市本町2-2-1 川口郵便局局留

埼玉県感染防止対策協力金（第11期）事務局 宛

3 本協力金の申請書類の入手方法

(1) 埼玉県ホームページからダウンロード

「埼玉県感染防止対策協力金（第11期）について」



<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kyoryokukin-11manbogai.html>

(2) お近くの配布機関での受取

- ・埼玉県庁県民案内室（本庁舎1階東側）
- ・埼玉県庁産業労働政策課（本庁舎4階東側）
- ・県内の各市役所、区役所
- ・県内の各地域振興センター及び保健所
- ・県内の各商工会議所及び商工会

4 申請書類

下表の申請書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出や説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

◆提出が必要な書類一覧

★1～3の書類は、複数の対象店舗がある場合でも店舗ごとではなく、申請事業者がまとめて提出してください。

1	埼玉県感染防止対策協力金（第11期）申請書（様式1）
2	本人確認書類のコピー又は写真（*個人事業主のみ） ※いずれか一つを提出してください。 (例) ①運転免許証、②パスポート、③健康保険証、④在留カード、 ⑤個人番号カード（オモテ面のみ）など
3	協力金の振込先の金融機関名・コード、支店名・コード、預金種別、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳等のコピー又は写真 ※通帳を開いた1・2ページ目のコピー又は写真を添付してください。

★4～13 の書類は、複数の対象店舗がある場合は、店舗ごとにそれぞれ提出してください。（全ての対象店舗について、一度にまとめて提出してください。）

4	店舗の外観全体（社名や店舗名）が分かる写真 ※のれんや看板などを写して店舗名が分かるように撮影してください。
5	飲食店営業又は喫茶店営業の許可その他必要な許認可を取得していることが分かる書類のコピー又は写真 ※取得している許認可の全てを提出してください。 (例) 「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」（いずれか必須） 「風俗営業許可（接待飲食等営業）」（該当する場合のみ）など ※申請者は、営業許可書に記載された名義人・法人としてください。 * 転居、結婚等による改姓、相続、法人名変更、法人合併・分割などにより、営業許可書に記載されている住所・氏名・法人名が申請者と異なる場合には、名義が異なる経緯を確認できる書類のコピー又は写真を提出してください。（戸籍謄本、法人設立届、法人の登記事項証明書など）
6	6月1日から6月20日までの営業時間の短縮又は休業していたことの状況が分かる書類のコピー又は写真 ※営業時間短縮の期間、変更前と変更後の営業時間を確認できるホームページや店頭ポスター、チラシなど对外的に営業時間の短縮や休業の事実を周知していることが分かるものを提出してください。 ※店舗等の名称や状況（時間短縮の期間、変更前後の営業時間）が分かるように工夫してください。
7	6月1日から6月20日まで一人、又は同居家族（介助者を含む。）のみのグループを除き酒類の提供をしていないことが分かる書類のコピー又は写真（*酒類を提供する店舗に限る。） (例) 一人、又は同居家族（介助者を含む。）のみのグループを除き酒類の提供をしていないこと及び酒類の提供時間等を確認できるホームページや店頭ポスター、チラシなど ※酒類の提供時間短縮時の確認書類は「ラストオーダー」ではなく、「提供時間」の短縮が分かる書類を添付してください。
8	「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」を店頭に掲示している写真
9	「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲示している写真 ※QRコード発行などに時間を要する場合は、取得後速やかに掲示をお願いします。
10	飲食を主たる業とし、カラオケ設備のある店舗は、カラオケ設備を使用していないことが分かる書類のコピー又は写真
11※	記載済みの協力金算定様式
12※	確定申告書類の写し（協力金算定に使用した年のもの）

（令和3年6月1日～6月20日営業時間短縮）

	<p>法人：法人税の確定申告書別表一の控え 法人事業概況説明書の控え</p> <p>個人：所得税の確定申告書第一表の控え 所得税青色申告決算書（2枚） 青色申告の場合に限る</p> <p>※確定申告書第一表の控えには収受印が押印（税務署でe-Taxで申告した場合は、受付日時が印字）されていること、自宅からe-Taxで申告した場合は受信通知（メール詳細）の添付が必要です。</p> <p>※第9期以降の協力金を電子申請された方で、既に支給決定を受けたことがあり、同一年度の確定申告書を提出いただいている方は添付を省略することができます。</p>
13※	<p>飲食業売上高等が記載された売上帳等の帳簿の写し（協力金の算定に使用した年月のもの）</p> <p>※事業所が1か所であり、飲食業以外の事業を行っておらず、確定申告書類（法人事業概況説明書や青色申告決算書）のみで、協力金算定に使用した年月の飲食事業の売上高が把握できる場合は不要です。</p>

※11～13の書類は、売上高に応じた協力金を申請する場合に提出してください。
売上高方式で下限額（2.5万円／日）の協力金を申請する場合は不要です。

※詳しくは、7～9ページ「申請に必要な添付書類」をご覧ください。

※第4期以降の協力金を電子申請された方で、既に支給決定を受けたことのある事業者については、4、8、9の添付を省略できます。

5 本協力金に関する問合せ先

埼玉県中小企業等支援相談窓口（埼玉県感染防止対策協力金 事務局）

電話 0570-000-678

※又は、お近くの商工会議所・商工会へお問合せください。

6 申請書類の審査及び補正

電子申請又は郵送で受け付けた申請書類について、記載事項に誤りや不足がないか、添付書類に不足がないかを事務局で審査します。

（1）書類の誤りや不足等があったときの補正

ア 電子申請で受け付けた場合、メールにてお知らせします。電子申請ポータルサイトにて記載事項の訂正や添付書類の訂正・追加を行い、当初申請内容の修正をお願いします。

イ 郵送で受け付けた場合、書類の誤りや不足等を記載した「補正依頼書」と該当書類を返送します。該当書類を訂正・追加の上、必ず「補正依頼書」と一緒に返送してください。

（2）軽微な補正事項の場合は、事務局から電話にて内容確認をさせていただく場合があります。日中連絡の取れる連絡先を必ず申請書に記載してください。

7 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは協力金を支給します。支給開始は6月下旬以降を予定しています。

8 通知

- (1) 申請書類の審査の結果、本協力金を支給する旨の決定をしたときは、後日、支給に関する通知をメール又は郵送で送付いたします。
- (2) 申請書類の審査の結果、支給要件に該当しないなどの理由で本協力金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を発送いたします。

IV 注意事項

- (1) 本協力金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本協力金の支給決定を取り消します。この場合、受け取った協力金は返還していただくとともに、協力金と同額の違約金の支払いを求めることができます。
- (2) 本協力金の支給に必要な場合は、対象店舗の営業時間短縮等の取組に係る実施状況に関する検査又は報告を求めることができます。また、検査又は報告の結果、本協力金の支給に疑義が生じた場合は、必要な是正措置を求めることがあります。
- (3) 売上高を証明する書類（会計伝票、レジの日計表など）の保存をお願いします。審査時又は事後的に提出を求め、確認することができます。
- (4) 本協力金の支給を受けた店舗名及び所在地はホームページで公表いたします。
- (5) 本協力金の申請書及び提出書類の記載内容や支給又は不支給の結果に関する情報は、国及び店舗所在地の自治体に提供することができます。

◆申請に必要な添付書類 【埼玉県感染防止対策協力金（第11期：6月1日～6月20日要請分）】

1 本人確認書類のコピー又は写真 (*個人事業主のみ)

(例) 運転免許証、個人番号カード（オモテ面のみ）、在留カード、健康保険証 など



2 「支払口座振替依頼」に記載した振込先口座情報が分かる通帳等のコピー又は写真



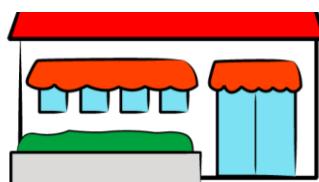
★カタカナの口座名義、口座番号等が確認できる
通帳を開いた1・2ページ目のコピー又は写真を
提出してください。

3 店舗の外観全体（社名や店舗名）が分かる写真

のれんや看板などを写して店舗名が分かるように撮影してください。



店舗名が分かる



店舗名が分からぬ

4 飲食店営業又は喫茶店営業の許可その他必要な許認可を取得していることが分かる書類のコピー又は写真

取得している許認可の全てを提出してください。

(例) 「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」（いずれか必須）
「風俗営業許可（接待飲食等営業）」（該当する場合のみ） など

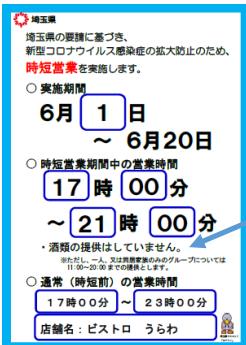


★「飲食店営業」又は「喫茶店営業」のいずれかの営業許可書がある方が申請できます。
★有効期限が令和3年6月20日以降の営業許可書であることが必要です。
★申請者は、営業許可書に記載された名義人・法人としてください。
* 転居、結婚等による改姓、相続、法人名変更、法人合併・分割などにより、営業許可書に記載されている住所・氏名・法人名が申請者と異なる場合には、名義が異なる経緯を確認できる書類のコピー又は写真を提出してください。（戸籍謄本、法人設立届、法人の登記事項証明書など）

5 6月1日から6月20日までの営業時間短縮又は休業の状況及び酒類の提供をしていないことが分かる書類のコピー又は写真

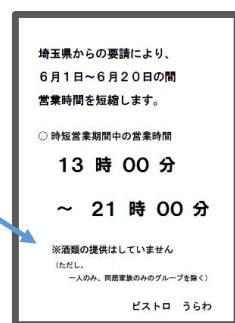
①営業時間短縮又は休業の期間、②変更前後の営業時間、③酒類の提供をしていないこと、④店舗名が分かるものとしてください。

(変更前の営業時間が分かる)



酒類の提供はしていません
(一人、又は同居家族（介助者を含む。）のみのグループを除く)

(変更前の営業時間の記載がない)



変更前の営業時間が
分かるチラシや
ホームページなど

★酒類については、
「ラストオーダー」ではなく、
「提供時間」を明記してください。

<注意> 下記例のような書類は不備となりますのでご注意ください。

- ・営業短縮期間（○日から○日まで）の記載がないもの
- ・店舗名の記載がないもの
- ・変更前や通常時の営業時間の記載がない（確認できない）もの
- ・「酒類のラストオーダー20時」と記載されているもの
- ・酒類の提供を、一人、又は同居家族（介助者を含む。）のみのグループを除いて行っていないことが確認できないもの など

※記載の仕方が分からぬ場合や不安な場合は、相談窓口（0570-000-678）までお問い合わせください。

6 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」及び「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲示している写真

店頭（店の入口周辺等）に掲示していることが分かる写真を提出してください。

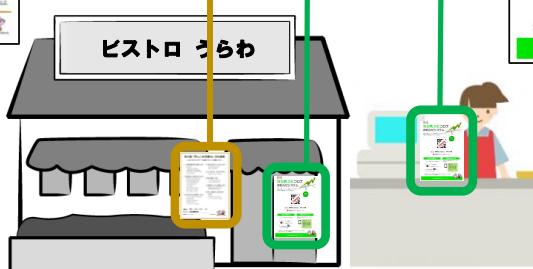
彩の国「新しい生活様式」安心宣言



又は



「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコード



QRコードは
入り口周辺や会計レジ周辺等

7 記載済みの協力金算定様式

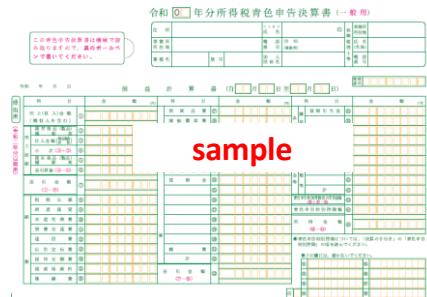
※ 売上高方式で下限額（2. 5万円／日）の協力金を申請する場合は不要です。

令和3年4月20日から令和3年5月11日まで						
令和3年4月20日令和3年4月の売上高 3,000,000	+	令和3年4月20日令和3年5月の売上高 3,100,000	=	令和3年4月20日令和3年4～5月の売上高 6,100,000		
				(単位：円)		
sample						
協力金 日額 30,000			×	協力金数 22	=	合計支給の支給額 660,000
【その他備考】 令和3年4月20日から令和3年5月11までの22日間はこのシートで計算をしてください。						

8 確定申告書類の写し

協力金算定に使用した年のものを提出してください。

※ 売上高方式で下限額（2. 5万円／日）の協力金を申請する場合は不要です。



★法人の場合

法人税の確定申告書別表一の控え
法人事業概況説明書の控え

★個人の場合

所得税の確定申告書第一表の控え
所得税青色申告決算書（2枚）青色申告の場合に限る

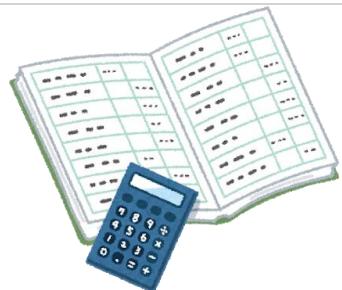
※確定申告書第一表の控えには收受印が押印（税務署でe-Taxで申告した場合は、受付日時が印字）されていること、自宅からe-Taxで申告した場合は受信通知（メール詳細）の添付が必要です。

※第9期以降の協力金を電子申請された方で、既に支給決定を受けたことがあり、同一年度の確定申告書を提出いただいている方は添付を省略することができます。

9 飲食業売上高等が記載された売上帳等の帳簿の写し

協力金算定に使用した年月の飲食業にかかる売上高が分かるものを提出してください。

※ 売上高方式で下限額（2. 5万円／日）の協力金を申請する場合は不要です。



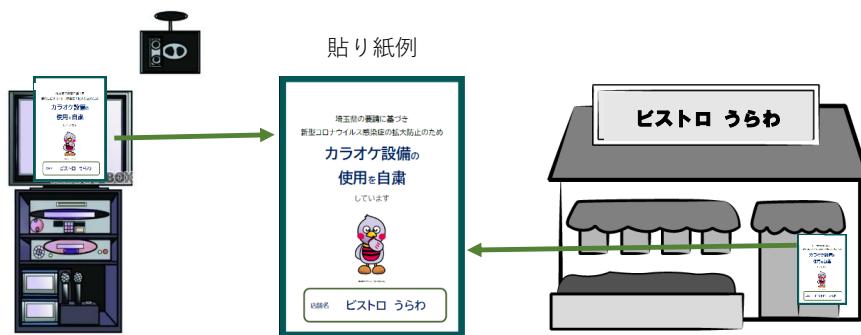
★事業所が1か所であり、飲食業以外の事業を行つておらず、確定申告書類のみで協力金算定に使用した年月の飲食事業の売上高が把握できる場合は提出不要です。

10 飲食を主たる業とし、カラオケ設備のある店舗は、カラオケ設備を使用していないことが分かる書類のコピー又は写真

(例) カラオケ設備を使用していないことが分かるホームページ等の写し 又は

カラオケ設備に貼付した「使用していないことを示す貼り紙」の写真や

店頭に「カラオケ設備を使用していないことを示す貼り紙」を掲示したことが分かる写真



(令和3年6月1日～6月20日営業時間短縮)

協力金の不正受給は犯罪です

- 申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支給決定を取り消します。
- この場合、受け取った協力金は返還していただきます。
- 加えて、協力金と同額の違約金の支払いを求めることがあります。
- 本協力金の支給に必要な場合は、対象店舗の営業時間短縮の取組に係る実施状況に関する検査又は報告を求めることがあります。
- 軽い気持ちで行ったとしても重大な犯罪です（例：詐欺罪 10年以下の懲役）。
- 以下のような虚偽申請は絶対に行わないでください。
 - ✓ 午後9時以降も客を滞在させて営業しているにもかかわらず、時短要請に応じたように見せかける。
 - ✓ 酒類を提供しているにもかかわらず、提供していないように見せかける。
 - ✓ 既に廃業しているにもかかわらず営業実態があるように見せかける。
 - ✓ 飲食店等を運営する事業者でないにもかかわらず、対象事業者を装い申請する。

埼 玉 県
埼玉県警察本部